

公の施設の指定管理者等監査の結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第5項及び第7項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第3号の規定により実施する監査

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 あいち三河農業協同組合
- (2) 公の施設 岡崎市農林産物等展示即売施設
(おかざき農遊館、ふれあいドーム岡崎)
- (3) 所管課 経済振興部農務課

3 監査の実施期間

令和7年9月29日～令和8年4月27日

4 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 監査の着眼点

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿っているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、常務理事及び部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 指定管理業務の概要

- (1) 業務の内容
産直購買・販売

- (2) 指定方法 公募
- (3) 指定管理料 4,978,784円（令和6年度）
- (4) 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

8 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、当該公の施設の設置目的に沿って適正に執行されているとおおむね認められた。